

受接	昭和	年	月	日
計第	三	七		
號				
濟裁決	案起	昭和三年	四月	十日
遺發	要			
結完	書淨	昭和	年	月
				日
				合校

主計局長

司計課長

大臣

次長

次審

案

昭和 年 月 日

大藏省主計局長

復員廳第一復員局經理部長

復員廳第二復員局經理部長

宛各通

昭和二年勅令第百十號第三條の規定により臨時軍事費
 特別會計に属する歳出の支出済額から控除した額に
 の提出官に於て

二一六号国文子

玉息

連合軍最高司令官總司令部に提出する必要があるので、昭和二十一年勅令第百十號第三條によつて臨時軍事費特別會計所屬歳出の支出濟額から控除した額に對し、(一)資金前渡官吏別内譯調及び(二)同控除額の現在迄の整理状況(例へば、正當支出として、判明した金額、^{歳出}に^{返納}した金額又は返納を得る金額、未整理額等)夫々表(通宣)にして至急御送付願いたい。また未整理額に對する今後の見通しにつき御意見を承知致したいから右を添付願いたい。

なお、總司令部からは十日から一週間以内に提出するようにとのことであるから、右の合計の上出来得る限り速に御送付下さい。

お尋ね

元陸軍	三二、九〇、八二二、〇一八、四三二、四
元海軍	二、二四、九七九、九一五、四三〇、二
元海軍	三、八一、五九、二一、九三三、四六二、八

(折上り國定規格B5(一八×二三)紙)

經主第五〇號

昭和二十一年勅令第百十號第三條の規定による臨時軍事費特別會計所屬歳出の控除額に関する資料提出の件

第一復員局經理部長

昭和廿二年四月拾六日
大藏省主計局長殿

四月十日藏發第三七号により御照會の首題の件別紙の通り二部御送付申上げ

